

旧警戒区域（富岡町）から避難中の平成24年3月に心筋梗塞を発症した申立人について、東京電力に対する直接請求では否定された原発事故と心筋梗塞との因果関係が認められ、治療費用、入通院慰謝料等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | |
|--------|--|-----------|
| ① 損害項目 | 一時帰宅費用 | 金 1万 0円 |
| 期 間 | 平成24年 3月14日 | |
| ② 損害項目 | 生活費増加分（交通費：家族通院送迎費用・引越交通費） | 金 3万 0円 |
| 期 間 | 自平成24年 4月16日 至平成24年 5月31日 | |
| ③ 損害項目 | 生活費増加分（家財道具移動費用） | 金11万1700円 |
| 期 間 | 平成24年 5月30日 | |
| ④ 損害項目 | 身体的損害（手根管症候群・爪白癬・平成24年3月14日発症の心筋梗塞について、治療費用・入通院慰謝料・証明書取得費用・入通院交通費） | 金54万9700円 |
| 期 間 | 自平成24年 3月 1日 至平成24年 6月 1日 | |
| ⑤ 損害項目 | ペット死亡に関する損害 | 金42万 0円 |
| 期 間 | 自平成23年 3月11日 至平成23年 3月31日 | |
| ⑥ 損害項目 | 上記①乃至⑤についての弁護士費用（3%） | 金 3万3642円 |

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金額として、申立人に
対し、金115万5042円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項①②③⑤⑥記載の損害項目【一時帰宅費用、生活費増加分（交通費：家族通院送迎費用・引越交通費）、生活費増加分（家財道具移動費用）・ペット死亡に関する損害・弁護士費用】（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月31日

（仲介委員 北尾哲郎）